

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （都市計画税）	
要望項目名	一般乗合旅客自動車運送事業における地域公共交通再構築のための所要の措置	
要望内容（概要）	一般乗合旅客自動車運送事業者が、安全性及び利便性の高い地域旅客運送サービスを持続的に提供するため、固定資産税等について所要の措置を講ずる。	
関係条文	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第3項第4号	
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 一般乗合旅客自動車運送事業者は、地域公共交通の最終的な担い手であることから、乗務員をはじめとする人員の確保に加えて、更なる安全性・利便性等の向上に資する投資を行いながら、持続可能性と利便性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築を進めていけるよう支援を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性 公共交通は、以前より厳しい経営環境に置かれていたところ、コロナ下の人流減少により輸送量のさらなる減少に直面し、構造的な転換が必要となっている。この中で、鉄道の維持が困難とされる複数の地域においては、バスへの転換も含めて地域交通のあり方が議論されており、バス事業の重要性は更に高まっている。一般乗合旅客自動車運送事業者（乗合バス及び乗合タクシーをいう。以下同じ。）は、地域に密着した運送サービスであり、地域公共交通の最終的な担い手であることから、乗務員をはじめとする人員の確保に加えて、更なる安全性・利便性等の向上に資する投資を継続的に可能とするため、事業者の経営を下支えするとともに、特に地域において必要性の高い路線について持続可能性と利便性をさらに高めることが必要である。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定） デジタル田園都市国家構想の実現に資する持続可能で多彩な地域生活圏の形成のため、交通事業者と地域との官民共創等による持続可能性と利便性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築に当たっては、法整備等を通じ、国が中心となって交通事業者と自治体が参画する新たな協議の場を設けるほか、規制見直しや従来とは異なる実効性ある支援等を実施する。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標 27 地域公共交通の維持・活性化を推進する (参考指標 131 地方路線バスの維持率)
	政策の達成目標	本税制措置を通じて、事業者に対する継続的な支援による持続可能性と利便性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築を目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本税制措置を通じて、事業者の経営を広く下支えするとともに、地域における必要性の高い路線については持続可能性と利便性をさらに高めることができることにより、事業者による持続的な地域旅客運送サービスの提供に寄与する。

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通確保維持改善事業 26,324 百万円の内数〔一部事項要求〕 ・ ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業 3,064 百万円の内数
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置により運送収入の赤字部分に係る欠損補助等の形で事業者を支援し、他方税制上の措置として固定費に一定割合を占める固定資産税等について所要の措置を講じることで、運送収入の補填と運送費用の軽減という両側面から事業者の経営支援を行うとともに、より高い利便性・持続可能性確保のための追加的な投資への支援を行う。
	要望の措置の妥当性	厳しい経営環境に置かれた一般乗合旅客自動車運送事業者について、地域公共交通の維持、持続可能性と利便性の更なる向上という観点から、予算上の措置と税制上の措置を併せて事業経営に対する支援を継続的に行うことは有用であり、そのために一般乗合旅客自動車運送事業者に対して、事業の経営に係る固定資産税等について所要の措置を講じることは妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—